別紙３

上北山村の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和６年１月１日）	歳　出　額　A	実質収支	人　件　費　B	人件費率　B／A	(参考)令和４年度の人件費率
令和５年度	人 440	千円 1,956,024	千円 245,319	千円 400,762	% 20.5	% 20.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数　A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
令和５年度	人 39	千円 123,893	千円 29,711	千円 49,839	千円 203,443

(参考)一人当たり給与費　B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,216	千円 5,419

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

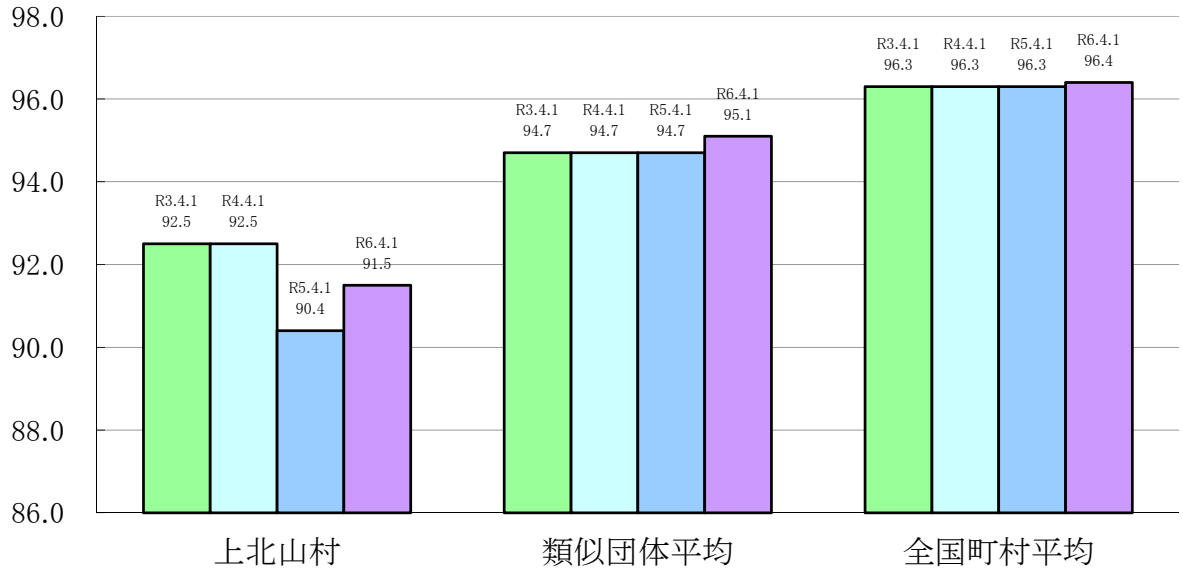

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［（実施）　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし（地域手当支給対象外）

③その他の見直し内容

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
上北山村	40.7　歳	289,273　円	353,887　円	318,526　円
奈良県	42.4　歳	321,156　円	410,148　円	362,985　円
国	42.1　歳	323,823　円	―	405,378　円
類似団体	41.1　歳	297,580　円	342,090　円	324,423　円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
上北山村	－	2人	－	－	－	－	－	－	－
うち給食調理員	－	1人	－	－	－	飲食物調理従事者	45.3 歳	264,800 円	－
うちその他	－	1人	－	－	－	－	－	－	－
奈良県	54.3 歳	49人	287,061 円	344,457 円	317,229 円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829人	288,144 円	－	330,553 円	－	－	－	－
類似団体	48.4 歳	2人	259,042 円	285,699 円	271,998 円	－	－	－	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務嘱の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※個人が特定されるものについては公表しない（２人以下に項目）

（注）１　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区分		上北山村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	161,750 円	－
	中学卒	155,300 円	147,100 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大学卒	263,885 円	－ 円	369,025 円	381,900 円
	高校卒	240,000 円	－ 円	353,500 円	※ 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	※ 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

1.該当者がいない場合については「－」としている。
2.対象となる職員が２人未満の場合は、個人の特定を避けるため「※」としている。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
５級	課長 事務長 次長、局長	人 6	% 17.6	円 162,100	円 249,400
４級	主幹 次長 局長	人 7	% 20.6	円 208,000	円 305,200
３級	主査	人 3	% 8.8	円 240,900	円 351,000
２級	主事 技師	人 13	% 38.2	円 271,600	円 382,000
１級	主事（補） 技師（補）	人 5	% 14.7	円 295,400	円 394,000

（注）１　上北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

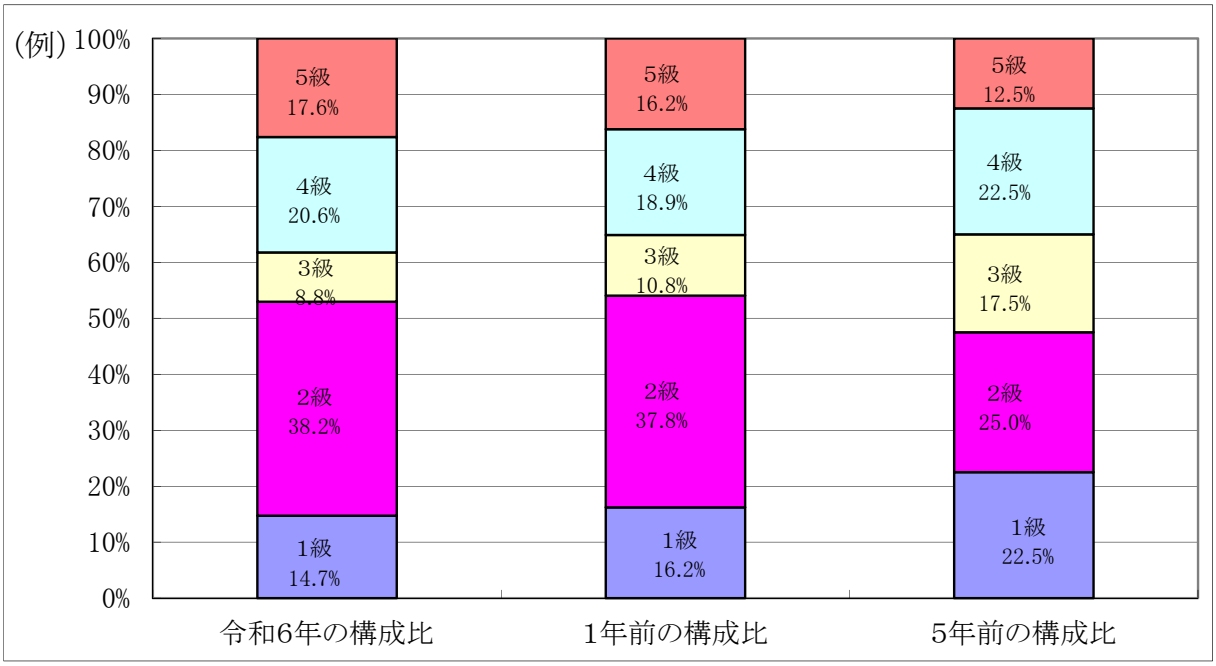

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

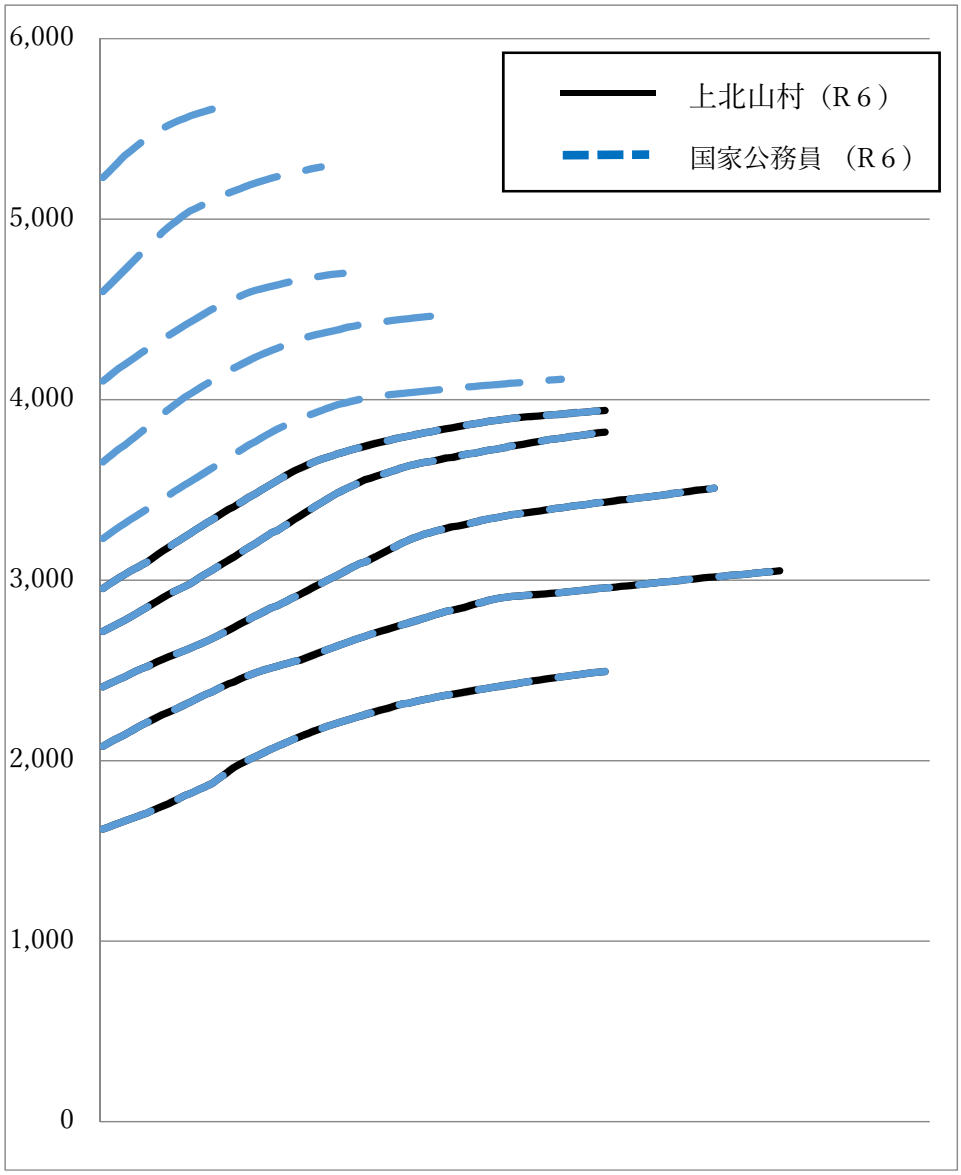

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（上北山村）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上北山村	奈良県	国
1人当たりの平均支給額 （令和５年度） 1,264千円	1人当たりの平均支給額 （令和５年度） 1,568千円	－
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～10％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～10％ ・管理職加算　10％～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5％～10％ ・管理職加算　10％～25％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上北山村）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

上北山村	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年	（支給率）　自己都合　応募認定・定年
勤続２０年　19.6695月分　24.586875月分	勤続２０年　19.6695月分　24.586875月分
勤続２５年　28.0395月分　33.27075月分	勤続２５年　28.0395月分　33.27075月分
勤続３５年　39.7575月分　47.709月分	勤続３５年　39.7575月分　47.709月分
最高限度　47.709月分　47.709月分	最高限度　47.709月分　47.709月分
その他の加算措置	その他の加算措置
・定年前早期退職特例措置	・定年前早期退職特例措置
（割増2～45％）	（割増2～45％）
1人当たり平均支給額　2,975千円	

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）				3,150千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）				116,666円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）				58.7％
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和５年度決算）	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病に従事する職員	伝染病防疫作業	0千円	日額4,000円
防災に関わる業務手当	村内の住民票所在地より通勤している職員	防災に関わる業務	3,150千円	１月当たり10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	7,734 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	234 千円
支給実績（令和４年度決算）	5,789 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	175 千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	・配偶者　6,500円 ・子　　10,000円 ・父母等　6,500円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	－	3,659千円	174,214円
住居手当	借家 家賃（月額16,000円を超える場合に限る）に応じた額 上限28,000円	同じ	－	3,174千円	198,356円
通勤手当	・自動車等使用者距離区分に応じて支給 1,600円～25,280円 ・交通機関を利用する者 最高限度額 55,000円	同じ	―	6,028千円	150,697円
管理職手当	管理監督の職にある職員に支給 ・課長級　46,100円 ・主幹級　31,200円	異なる	支給額	6,314千円	451,028円
宿日直手当	1回　4,400円	同じ	―	2,156千円	59,588円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	660,000 円 （ 660,000 円）	814,000 円／ 457,500 円
	副市区町村長	580,000 円 （ 580,000 円）	651,000 円／ 440,000 円
報酬	議長	200,000 円 （ 200,000 円）	360,000 円／ 140,000 円
	副議長	170,000 円 （ 170,000 円）	320,000 円／ 115,000 円
	議員	160,000 円 （ 160,000 円）	300,000 円／ 100,000 円
期末手当	市区町村長 副市区町村長	（令和５年度支給割合） 3.30月分	
	議長 副議長 議員	（令和５年度支給割合） 3.30月分	

		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
退職手当	市区町村長	給料月額×在職年数×520／100	1,373万円	任期毎
	副市区町村長	給料月額×在職年数×330／100	766万円	任期毎
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門 ＼ 区分			職員数 令和６年	職員数 令和５年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	11	10	1	異動による増
		税務	1	1	0	
		農水	3	3	0	
		商工	8	11	▲ 3	退職による減
		土木	3	3	0	
		民生	4	4	0	
		衛生	2	2	0	
		計	33	35	▲ 2	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　750.00 人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　225.38 人）
	教育部門		4	4	0	
	消防部門		0	0	0	
	小計		37	39	▲ 2	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　840.91人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　262.95 人）
公営企業等会計部門	その他		5	7	▲ 2	退職による減
	小計		5	7	▲ 2	
合計			42 [　65]	46 [　65]	▲ 4	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　954.55人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)　年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

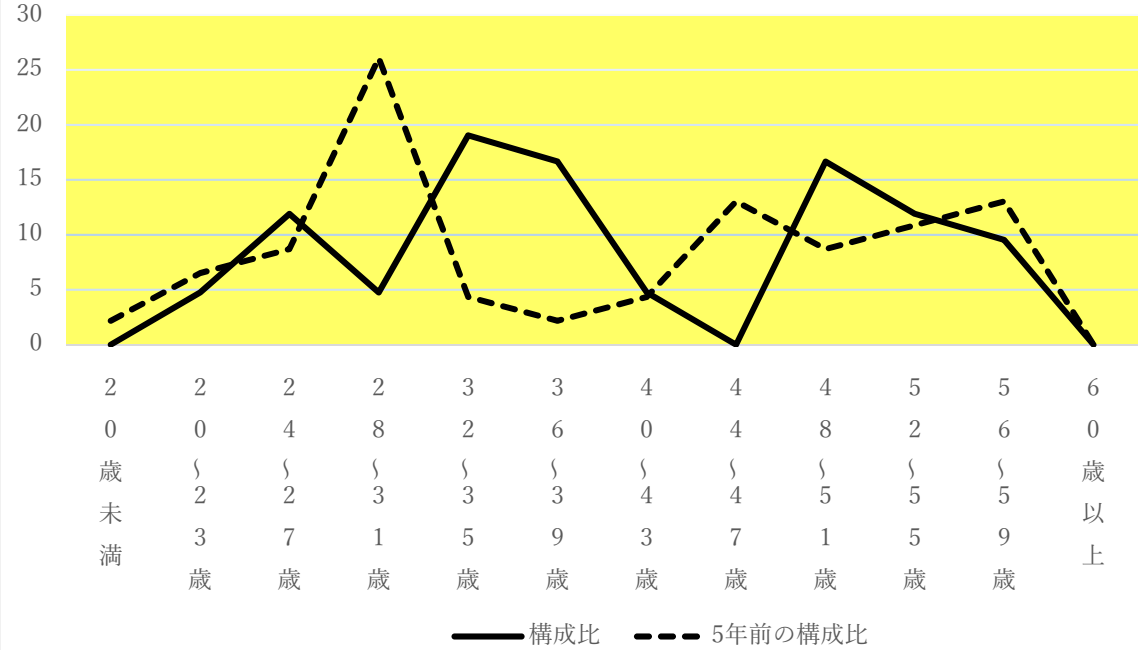

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 2	人 5	人 2	人 8	人 7	人 2	人 0	人 7	人 5	人 4	人 0	人 42

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和元年	令和２年	３年	４年	５年	６年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	35	35	36	35	35	33	▲2(▲5.7%)
教育	5	5	5	5	4	4	▲1(▲20.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	40	40	41	40	39	37	▲3(▲7.5%)
公営企業等会計計	6	6	6	8	7	5	▲1(▲16.6%)
総合計	46	46	47	48	46	42	▲4(▲8.6%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。